

「遺贈」とは何ですか？

遺言による寄付を「遺贈」といいます。遺言による寄付を「遺贈」といいます。遺贈を行うには自分の財産の全部または一部を民間団体などに無償で譲渡（贈与）することを遺言で残すという方法があります。正式な遺言書以外に、終活手帳、終活ノートや手紙などによる公正証書以外の方法による遺贈もできます。また、相続財産の寄付、信託による寄付も遺贈寄付に該当します。

遺言はどのように準備するのですか？

信託銀行や信託会社が、様々な商品を取り扱っています（遺言書作成から執行手続きまでのトータルサポート含む）。また、多くの金融機関には信託部門がありますので、まずは口座をお持ちの金融機関にご相談ください。ご自身で「公正証書遺言」を作成することもできます。

遺贈寄付はいくらから？

大きな額をイメージしがちですが、金額は関係ありません。相続、葬儀などの諸費用の残りを寄付する方法もあり、数万円から気軽に遺贈寄付はできます。

不動産の寄付はできますか？

カリタスジャパンでは現金の寄付のみ受けております。不動産や有価証券などは現金化した上でのご寄付をお願いしています。

-----遺贈寄付に関するお問合せフォーム-----

必要事項を記入の上、

① このページをこのまま**ファックス**で **03-5632-4464**

お名前	
ご住所	〒
お電話番号	
当てはまる□ にチェック	<input type="checkbox"/> 詳しいパンフレット請求 <input type="checkbox"/> 具体的な質問

② **お電話**で（平日 9:00～17:00） **03-5632-4439**

③ **メール**で **info@caritas.jp**



〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館
電話 03-5632-4439 ファックス 03-5632-4464
メール info@caritas.jp ウェブサイト <https://www.caritas.jp>